

# 中国地方知事会 緊急アピール

## 「ポジティブリスト制度における一律の残留農薬基準の見直し 及び損失補てん制度の創設について」

農薬のポジティブリスト制度は、消費者の食の安全・安心を確保する枠組みとしては一定の評価ができるものと考えられる。

しかし、国内外で残留基準が設定されていない農薬に対して設定された一律基準（0.01ppm）は、国際的な許容量や諸外国の設定状況を参考に一律に設定されたもので、農薬ごとの特性を評価して設定された値ではない。

昨年の秋以降、シジミへの残留農薬が一律基準を超過する事例が発生し、全国的にも問題となっている。

鳥取県、島根県ではシジミの出荷を自主規制するなどの対応を行ったが、漁業者の自助努力では回避できない想定外の損失が発生するなど、漁業者の経営的不安が増大している。

このことは、ポジティブリスト制度において国が定めた合理性に乏しい一律基準に起因していることによるものであり、制度を制定した国が責任をもって対応し解決すべき課題であると考えられる。

については、中国地方知事会として、次の事項について政府が一体的に取り組まれるよう強く要請する。

- 1 残留農薬のポジティブリスト制度の一律基準の対象となった農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。
- 2 特に、シジミの問題解決に向けて魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
- 3 また、漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により漁業被害を生じた場合に、漁業者を救済するための損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

平成19年5月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成